

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
66の10 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第137条の1</u> <u>2第1項</u> の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	66の10 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第137条の1</u> <u>2第6項</u> の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
66の11 建築基準法施行令 <u>第137条の12</u> <u>第12項</u> の規定に基づく既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	66の11 建築基準法施行令 <u>第137条の12</u> <u>第7項</u> の規定に基づく既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
略	略	略	略
118 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）	1件につき 160,000円	118 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）	1件につき 160,000円

<u>第163条の5</u> <u>9第1項の規定</u> <u>に基づく要除却</u> <u>等認定マンシヨ</u> <u>ンの建替えによ</u> <u>り新たに建築さ</u> <u>れるマンション</u> <u>又は要除却等認</u> <u>定マンションの</u> <u>更新がされるマ</u> <u>ンシヨンの容積</u> <u>率又は各部分の</u> <u>高さの特例許可</u> <u>申請手数料</u>		号) <u>第105条</u> <u>第1項の規定に</u> <u>基づく要除却認</u> <u>定マンションの</u> <u>建替えにより新</u> <u>たに建築される</u> <u>マンションの容</u> <u>積率の特例許可</u> <u>申請手数料</u>	
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表66の10の項及び66の11の項の改正規定は、公布の日から施行する。